

この様な経済性計算を行うためには、各知的財産毎に直接関連づけられない費用をどのように扱うかなどの技術的な問題があり、また、試験研究活動を経済性の優劣により決定して良いものかどうか等の論点も生じるので、一朝一夕にできるものではないと思われるが、少なくとも、知的財産についても経済性計算が必要であるという認識をもち、例えば、知的財産権を取得・維持する際の意思決定時には人件費も含め必要な費用がどの程度かかるのかの情報が提供できるようにしておくことが望まれる。

なお、特許関連費用は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度
特許費用(役務費)	4,653	5,664
NIRO評価委託費(委託費)*	2,173	1,877
登録補償金(報償費)	—	20
計	6,826	7,561

(*) NIRO(財)新産業創造研究機構)に必要な応じて、特許可能性、技術移転可能性等の評価を依頼し、出願の意義があるかどうか、機関帰属とすべきかどうか等の検討の参考としているもの

(4) 平成17年度からの特許出願状況等について

上述のように平成17年度に県立大学の教職員により得られた職務発明等にかかる権利について県に帰属させることが原則化されてからまだ間もないこともあり、特許権として権利化された案件は平成19年9月28日現在で3件のみである。

平成17年度からの発明届出件数、出願件数等は下記のとおりである。

年度	発明届出数(注1)	機関帰属数(注1)	出願件数(注2)
平成17年度	47件	30件	22件
平成18年度	36件	27件	30件

(注1) 職務発明審査会により継続審査となり翌年度に機関帰属が決定した案件を含む

(注2) 17年度に届出、18年度に出願した案件を含む

11. 図書の管理に関する事項

(1) 概要

「学術情報館蔵書冊数等調べ」によると、平成19年4月1日現在の蔵書は下記のとおりとなっている。

区 分		和 書 (和雑誌)	洋 書 (洋雑誌)	合 計
神戸学術情報館	総合教育図書	—	—	—
	専門教育図書	4,633冊	1,928冊	6,561冊
	計	4,633冊	1,928冊	6,561冊
	雑 誌	45種	28種	73種
神戸学園都市学術情報館	総合教育図書	156,282冊	54,467冊	210,749冊
	専門教育図書	167,121冊	117,499冊	284,620冊
	計	323,403冊	171,966冊	495,369冊
	雑 誌	1,256種	1,843種	3,099種
姫路書写学術情報館	総合教育図書	71,117冊	28,902冊	100,019冊
	専門教育図書	65,137冊	37,828冊	102,965冊
	計	136,254冊	66,730冊	202,984冊
	雑 誌	1,506種	1,316種	2,822種
播磨科学公園都市学術情報館	総合教育図書	11,764冊	2,482冊	14,246冊
	専門教育図書	15,967冊	25,221冊	41,188冊
	計	27,731冊	27,703冊	55,434冊
	雑 誌	85種	261種	346種
姫路新在家学術情報館	総合教育図書	7,072冊	1,791冊	8,863冊
	専門教育図書	90,348冊	15,317冊	105,665冊
	計	97,420冊	17,108冊	114,528冊
	雑 誌	1,831種	329種	2,160種
明石学術情報館	総合教育図書	27,978冊	7,763冊	35,741冊
	専門教育図書	21,229冊	6,877冊	28,106冊
	計	49,207冊	14,640冊	63,847冊
	雑 誌	669種	201種	870種
合 計	図 書	638,648冊	300,075冊	938,723冊
	雑 誌	5,392種	3,978種	9,370種

(2) 監査手続

- ・各種管理規程の閲覧。
- ・各キャンパスにおいて、購入、登録、貸出の各手続の関係書類の閲覧及びヒアリング。

- ・ 図書館の視察。
- ・ 各地区の図書部会議事録の閲覧。
- ・ 延滞状況の聴取及び延滞管理状況のヒアリング。

なお、監査の対象としたキャンパス等は神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、高度産業科学技術研究所の6キャンパス等である。

(3) 監査結果

①業務の標準化について（意見）

図書の購入手続に関して、各キャンパスによってその手続が異なる部分が見受けられた（その例として、姫路書写キャンパスと神戸学園都市キャンパスでは以下のような相違点が見られた）。大学統合により今後担当者の異動も生じることもあるため、業務の効率化の観点からは統一・標準化を図っていくことが望ましい。

○支払い担当部署に対して、姫路書写キャンパスでは図書購入伺及び請求書等を回付しているが神戸学園都市キャンパスでは請求書のみを回付している。

○購入の決裁に関して、神戸学園都市キャンパスでは「図書等購入決定書」上に学術情報館長が承認しているが、姫路書写キャンパスでは「図書購入伺」に事務長の承認をしている。

②実地棚卸について（意見）

現行の財務規則等によると、特に備品関係に関しては定期的に実地棚卸を実施するようには規定されていないこともあり、図書に関しても実地棚卸は行われていないとのことである。しかし、定期的に実地棚卸を実施することが望ましい（一斉棚卸が困難ならば循環棚卸の実施も検討すべきである）。

③書籍の冊数の正確性について（指摘事項）

書籍の保管冊数の正確性につき、下記の4キャンパスで検討した結果は、次のような状況であり、いずれも正確に把握されていない。今後どう対応するか検討が必要である。

（姫路書写）

姫路書写キャンパスにおいては、前述のとおり図書は平成19年4月1日現在202,984冊存在する、とされている。ただしこの数値は前年度末の記載数値に対して当年度の増加冊数を加算し、除籍冊数を減算して算出しているものである。一方、時点は若干異なるが、8月27日現在で調査したところ、システム上登録されている冊数とは21,815冊の差（システム上のほうが少ない）が生じていたとのことである。この差の多くは、過年度において図書の登録作業を外部に委託したが、その際に当該図書の情報が既に「国

立情報学研究所のデータベース」に入っておりこれを利用できる場合には登録が比較的容易であるため実施できたが、利用できない場合には書史を個別に入力していく必要があり煩雑であるため登録することができなかった、このために生じた差であろうとのことである。

(姫路新在家)

平成19年10月9日現在、統計上の蔵書数は約115,280冊(平成19年3月末約114,500冊にそれ以降の受入冊数約780冊を加えたもの)、システム上の冊数は106,382冊と差異が8,898冊発生している。この理由としては、①国立情報学研究所のデータベースに本の書史があればこれを利用して登録しやすいが、なければ登録が困難なのでこの登録が後回しになっている。少しずつ登録していつているが、業務多忙によりこれが追いついていない。②統計上は本があるが、所在の詳細が不明でシステムに登録できていないもの、の2点が挙げられるとのことである。

また、貸出希望があった時などに不明になっていることが判明することがあるが、このようなものが平成19年12月11日現在 61冊あるとのことである。

(播磨科学公園都市)

過去三年間の蔵書の推移は以下のとおりとなっている。

	a	b	a - b	c	b - c
平成17年3月末	52,881冊	36,490冊	16,391冊		
平成18年3月末	53,930冊	36,988冊	16,942冊		
平成19年3月末	55,434冊	37,694冊	①17,740冊		
平成19年10月15日	—	37,891冊	—	37,132冊	②759冊

- a 本部に対して提出している「図書館調査票」に記載されている冊数
- b システムにて把握している冊数
- c 全件に関して実際在り高をカウントした冊数。

- イ. 上記のように、公式には例えば平成19年3月末には55,434冊の蔵書数ということになっているが、システム上は37,694冊であり17,740冊の差異がある。なお、基本的にシステムには全ての本が登録されているとのことであるため、同数だけ過大となっていることになる。
- ロ. 秋ごろに全件に関してカウントを実施したとのことであるが、10月15日のシステム上把握されている冊数37,891冊に対して実際の数は37,132冊と759冊だけ少なかったとのことである(ただし、実数カウントは厳密に10月15日に実施されたわけではないため、若干のズレはある)。

(神戸学園都市)

前述のとおり、図書は平成19年4月1日現在495,369冊存在する、とされている。ただしこの数値は前年度末の記載数値に対して当年度の増加冊数を加算し、除籍冊数を減算して算出しているものであり、実際に図書管理システム上登録されている冊数は422,505冊とのことであり、差異の72,864冊に関しては登録されていないとのことである。この差異に関しては、その多くは過去において手書きにて貸出管理を行っていた時期に発生したことに起因するものであろうとのことであるが、詳細は不明である。実際の所在数は、495,369冊よりも422,505冊に近いものと思われる。

④図書の除籍処理ルールの確立等について（指摘事項）

(神戸学園都市) (姫路書写) (姫路新在家) (播磨科学公園都市)

物理的に使用不可能なことが明らかとなった場合に除籍するとのことであるが、具体的にどういった場合において除籍するかといったような規程は存在しておらず、定期的に除籍処理が行なわれてはいない。規程を作成し、これに従って除籍処理を実施することが望まれる

(神戸学園都市)

最近5年間においては図書の除籍は実施されておらず、近年における除籍の実績は平成7年5月 119冊、平成10年3月 14冊、平成11年11月 8冊とのことである。

なお、大学統合時（平成16年頃）に図書のバーコードの張り替え作業を実施したが、この時に、システム上は登録されているが所在が不明のものが7,064冊あったとのことである。システム導入時以前に正規の手続を実施せずに貸してしまったものであろうとのことであるが詳細は不明である。これらに関して除籍はされていない。

⑤図書の貸出期限超過分の管理不備について（指摘事項）

貸出期限が到来しても返却されていない図書に関して、往査日を基準とした経過日数の状況は以下のとおりである。

キャンパス	経過日数	1週間以内	1週間~1ヶ月	1ヶ月~1年	1年超	合計
神戸学園都市	教員	8	40	1,519	1,590	3,157
	院生	0	0	9	0	9
	学部生	5	0	46	8	59
	職員その他	2	0	1	0	3
	合計	15	40	1,575	1,598	3,228
姫路書写	教員	3	14	121	2	140
	院生	0	0	5	0	5
	学部生	0	0	37	4	41
	職員その他	0	3	6	3	12
	合計	3	17	169	9	198
播磨科学公園都市	教員	0	1	0	0	1
	院生	6	1	0	0	7
	学部生	20	26	10	0	56
	職員その他	0	0	0	0	0
	合計	26	28	10	0	64
姫路新在家	教員	0	543	51	0	594
	院生	0	7	6	0	13
	学部生	7	7	7	11	32
	職員その他	0	0	0	1	1
	合計	7	557	64	12	640
明石	教員	7	2	0	0	9
	院生	6	2	1	0	9
	学部生	9	(*) 43	0	0	52
	職員その他	0	0	0	0	0
	合計	22	47	1	0	70

(*) 夏休み終了後、実習に行っている学部生が多いため返却が遅れているとのことである。

(神戸学園都市)

当キャンパスにおいては特に教員に関しては書庫内資料は一年間の貸出を認めており、一年経過時には貸出継続の手続を実施するように依頼しているが、このタイミングで貸し出し更新処理が行なわれなければまた一年間返却がなされない状態となってしまうことが多いため、長期間経過してしまっているものが多いとのことである。退職時点では返却を受け、仮に紛失した場合には弁償させるとのことであるが、貸し出し管理を徹底する必要があるものと思われる。

なお、一年を超えるものの内訳は次のとおりであり、4年以上のものが1,279冊残っている。

返却予定年	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
教員	1	12	251	199	127	167	132	125	264	62	102	148	1,590
学生									1	4	2	1	8

また、返却期限を経過しても返却されていない利用者に対しては、延滞日数に応じてシステムから自動的に督促のメールが送られることになっている。また、これでも返却されない利用者に対しては担当者が適宜電話あるいは督促状の郵送等を行っている。これらの電話、郵送による督促についてはどのタイミングで実施するかは定型化されておらず、またその実施状況に関して上位者がチェックするようにはなっていない。

(姫路書写)

一年を超えるものの内訳は次のとおりである。

返却予定年	H16	H17	H18	計
教員	1	0	1	2
学部生	1	1	2	4
職員その他	0	0	3	3

一年を超えるもののうち「職員その他」に関しては他のキャンパスでの非常勤教員であり、すでに在籍していないとのことである。当キャンパスに関連する者であれば在籍等の情報が把握しやすいが、そうでない者についても図書館の利用をすることができるため、このような者に関する管理をどのように行なっていくかの検討が必要である。

また、返却期限を経過しても返却されていない利用者に対しては、返却期限の翌月おおよそ10日くらいに郵送による督促を行なっているとのことであり、各実施時のリストはファイリングされていた。ただ、その実施状況に関しては適宜上席者が確認しているとのことであるが、定期的に検証・承認するようにはなっていない。上席者が定期的に検証・承認手続を実施し、その証跡を残しておくことが望まれる。

(姫路新在家)

一年を超えるものの内訳は次のとおりである。

返却予定年	H16	H17	H18	計
学部生	1	9	1	11
職員その他	0	0	1	1

特に館外利用者に関して延滞が発生した場合、電話による督促が行なわれているとのことであるが、この履歴は残されていないとのことである。残しておき、定期的に上位者の承認を得ておくことが望ましい。

⑥紛失図書に対する対応について（意見）

（神戸学園都市）

図書を紛失した場合は原則として現物で弁償させることとされており、原則として借りた人の申し出により把握しているとのことである。紛失届けがでているものの弁償されていないものが一件あるとのことである。（在学中の学生。）

⑦開館時間の変更に関する決裁書について（意見）

（姫路新在家）

「学術情報館図書等資料利用規程」第4条において、「学術情報館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする」と定められている。また、同条2項において、「前項の規定に関わらず、各館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる」と定められている。当キャンパスにおいては、平成14年度において開館時間の延長の決裁書が作成され、平成14年4月11日～7月31日、10月1日～12月24日、平成15年1月6日～2月14日のうち授業のない日以外については午後7時まで開館時間を延長している。この年度以降に関しても同様の運用がなされているとのことであるが、各年度においては決裁書が作成されていない。作成しておく必要がある。

⑧図書の管理不備について（意見）

（高度産業科学技術研究所）

高度産業科学研究所においては図書館はないが小規模な図書室はあり、購入図書そのものの登録は理学部（播磨科学公園都市学術情報館）において行なわれている。この図書室には主に雑誌などが保管されており、コンピュータによる管理システムは導入されておらず、司書もいないため貸出時には借りる者本人が台帳に手書きにて書籍名、氏名、貸出日、返却日を記載することとなっている。

当該台帳を閲覧したところ、平成12年7月頃に貸出の記載がなされ、監査日（平成19年12月26日）現在返却日の記載がなされていないものなど、長期間返却されていないと思われるものが散見された。これらに関して、高度産業科学研究所あるいは理学部いずれで管理するのも明確になっていない。コストの兼ね合いから管理システムを導入することは困難としても、管理責任を明確にし、定期的に台帳の記載内容をチェックするなどして管理する必要がある。

12. 備品の管理に関する事項

(1) 概要

① 備品の取得及び廃棄状態

下記キャンパスにおける過去3年間の取得および廃棄の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(取得)						
神戸学園都市	429	43,868	444	40,044	973	60,611
姫路書写	537	123,035	402	196,699	713	177,279
播磨科学公園都市	177	84,750	261	148,877	294	239,277
姫路新在家	310	43,171	281	40,381	316	44,065
明石	466	52,992	490	66,447	268	22,437
高度産業科学技術研究所	128	196,386	105	54,662	68	76,476
神戸	2,991	103,630	203	22,396	237	27,562
(廃棄)						
神戸学園都市	148	71,401	196	28,796	155	143,064
姫路書写	117	32,863	141	68,976	7	(*) 50,953
播磨科学公園都市	145	85,762	63	20,293	190	66,554
姫路新在家	99	14,362	236	36,398	189	22,432
明石	111	38,787	56	9,923	119	16,180
高度産業科学技術研究所	1	703	7	5,910	4	477
神戸	0	0	3	2,072	0	0

(*) 平成18年度の廃棄は計7件、50,953千円となっている。しかしこれは重要物品のみであり、実際には平成18年度においてはこれ以外の通常の物品195件についても教員からは廃棄申出書が提出され、物自体の廃棄は行なわれているものの、物品処分決定書が作成されていない。下記(⑨)廃棄手続きの不備について参照。

② 備品の管理要領

備品の適正かつ効率的な管理に資することを目的として「備品管理要領」が定められている。この備品管理要領によると、「財務規則別表第6の備品の分類に属する物品とは、使用耐用期間がおおむね一年以上に亘り、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が20千円以上のものをいう」とされている。また、車両、建設機械、購入価格200万円以上の機械等の重要物品及び準重要物品については「重要物品及び準重要物品の取扱いについて」によることとなっている。

(2) 監査手続

- ・当該要領等の遵守をはじめとした備品の管理状況につき、関係帳簿等の査閲、質問、現物実査等により検証。
- ・機種選定委員会議事録の閲覧。

なお、監査の対象としたキャンパス等は神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、高度産業科学技術研究所の6キャンパス等である。

(3) 監査結果

①管理対象備品の金額基準の見直しについて（意見）

現状では、取得価額が20千円以上の備品については「備品管理要領」により備品出納簿等に記載して管理すべきことになっている。しかし、以下に記載しているように現実には適切には管理できていない状況にあり、費用対効果という観点からはより金額的重要性のある備品に対して集中して重点的に管理する方が望ましいと思われる。備品出納簿による管理対象資産の金額基準を見直しすることも検討すべきである。

②業務の標準化について（意見）

備品の管理方法に関して、各キャンパスによってその手続について異なる部分が見受けられる（備品出納簿が手書きのものエクセルにて作成されたものがある等）。大学統合により今後担当者の異動もあるため、業務の効率化の観点からは統一・標準化を図っていくことが望ましい。

③備品使用簿の作成について（指摘事項）

備品管理要領第7条において「物品管理者は、職員から備品交付の請求を受けたときは、『備品使用簿』により責任者を明確にして使用させるものとする」と規定されている。しかし、各キャンパスにおいてこの『備品使用簿』は作成されていなかった。点数が多く存在する備品の一点一点についてこの『備品使用簿』を作成していくのは煩雑であること、また、『備品出納簿』上に当初の払い出し場所を記載するといった代替的な方法によっているキャンパスもあったが、要領が存在する以上、原則としてこれを遵守する必要がある。

④実地棚卸の実施について（意見）

備品管理要領に規定されていないこともあり、現状、各キャンパスにおいて備品に関しては実地棚卸が実施されていない。少なくとも一年に一回、定期的に、備品台帳に記載されている備品が実際に存在するかどうか確認することが望ましい。

⑤備品出納簿の記入不備について（指摘事項）

（姫路新在家）

姫路新在家キャンパスでは県で定める備品出納簿は作成しているが、備品使用簿は作成されていない。また、備品出納簿には現在の使用先、現在数量、価格合計等記載することになっているが、次のような状況であり、的確に管理されていない。

- ・電子計算機につき備品出納簿上、監査日（平成19年12月11日現在）残っていると表示されている台数を集計したところ、639台あったが、備品出納簿上記載の残台数は595台と44台もの差異が生じている。備品出納簿上の除却の処理等が的確になされておらず、どのパソコンが残っているか特定できない状況である。
- ・使用者には退官した教員の名前になっているものが散見され、現在の使用者が記録されていない。
- ・備品出納簿上20～23年前に購入したパソコンが16台残っているかたちになっているが、使用しているとは考えにくい。

(姫路書写)

平成19年3月検収、4、5月支払分の備品に関して、監査日（10月10日）現在においても、備品出納簿上に登録されていなかった。通常は年度末が終了し、夏ごろには整理するが、人員の都合などによりまだ登録されていないとのことである。遅滞なく登録する必要がある。

(高度産業科学技術研究所)

- イ. 下記備品に関しては「重要物品整理カード」及び監査資料である「重要物品等調」には記載されていたが備品出納簿に記載が漏れていた。

(単位：千円)

区分	種類	取得年月日	購入価額
理化学機械及び計測機械	デジタルマイクロスコープ	H18.12.20	6,000
同上	ELS-3700 電子銃・電子光学系	H19.3.20	15,015

- ロ. 下記備品に関しては重要物品整理カードと備品出納簿の記載が異なっていた。

(単位：千円)

整理番号	種類	取得日	金額	摘要
13-133-900-17	X線多軸露光装置 安全インターロック機構	H16.1.30	20,000	重要物品整理カード上は左記の記載であるが、備品出納簿上は同整理番号には異なる備品が記載されている（平成16年2月27日取得LIGAビームラインビームシャッター1,232千円）

⑥備品出納簿の年度締め切りについて（指摘事項）

（姫路書写）（播磨科学公園都市）

備品出納簿は備品管理要領で定める様式とは異なる様式にてエクセルにて作成されている。なお、「備品管理要領の取扱いについて」において「備品出納簿は・・・年度毎に出納状況を集計しておくものとする」と規定されているが、現状ではこの年度ごとの締め切り作業が行なわれていない。締め切り作業を実施し、年度末における残高を確定しておく必要がある。

⑦備品整理票貼付の有無確認について（意見）

（姫路書写）（播磨科学公園都市）（神戸学園都市）（姫路新在家）

（高度産業科学技術研究所）

備品購入後、備品出納簿に登録、整理番号を採番し、その後備品整理票（シール）を作成し、購入要求者（教員等）に渡す。購入した備品現品には購入要求者自らがこれを貼ることになっているが、実際に貼られているかどうかは第三者は確認はしていないとのことである。適切に添付されたのかどうか、何らかの理由により添付されなかったのであればその理由を聴取する等、第三者により確認することが望ましい。

⑧廃棄手続の不備について（指摘事項及び意見）

（姫路書写）

- イ. 備品の廃棄を行なう場合、廃棄申請者（教員等）から随時「廃棄申出書」が提出される。これには廃棄対象備品に貼られていた備品整理票をはがし、添付することになっているが、添付されてなくても特にその理由を記載するようにはなっていない。何らかの理由により廃棄対象備品の備品整理票が添付されない場合にはその理由を記載する必要がある。（意見）
- ロ. 「廃棄申出書」が提出された後、内部にて協議し、「物品処分決定書」が作成され、廃棄等が行なわれる。実際には、廃棄対象備品現物は廃棄申請者が処分場所に持って行き、これを廃棄業者が引き取っていくとのことである。この方法によると、廃棄の申し出がなされたものに関して実際に廃棄・処分がなされているかどうかは確認ができない。第三者が立ち会う等の方法により廃棄された事実を確認しておく必要がある。（意見）
- ハ. 平成18年度について行なわれた廃棄は計7件、50,953千円となっている。しかしこれは重要物品のみであり、実際には同年度においてはこれ以外の備品計195件についても教員からは廃棄申し出書が提出され、物自体の廃棄は行なわれているもの

の、物品処分決定書が作成されていないとのことであり、また、これらに関しては未だ備品出納簿からも削除されていなかった。（指摘事項）

- 二. 八. 記載の7件に廃棄について検討したところ、以下の点が見られた。（指摘事項）
- ・ このうち6件については新台帳上（平成10年4月以降。エクセルにて作成）は廃棄の旨が記載されているが、旧台帳上には記載されていなかった。備品の記載の方法としては、新台帳には旧台帳からの繰越時に「旧台帳分」として数点まとめて整理番号、数量、金額が記載されているのみであり、当該物品の名称等の一件ごとの詳細は旧台帳上に記載されている。よって、旧台帳上も削除の旨を記載しておく必要がある。また、1件については新台帳上にも廃棄の旨の記載が漏れていた。
 - ・ 1件について、物品処分決定書、重要物品整理カード、新台帳上は取得価額は6,031,000円となっているが旧台帳上は6,720,400円と（鉛筆書きにて）記載されており、双方の台帳上で取得価額が異なっていた。原因は不明である。

（播磨科学公園都市）

1. 担当教授等から「備品廃棄申出書」が提出され、「物品処分決定書」にて決裁される。廃棄対象物品は自ら倉庫に移動させ、年に2回程度廃棄業者が来て引き取っていくとのことであるが、「備品廃棄申出書」に記載されたものが実際に廃棄されているかは総務課では確認していない。第三者が立ち会う等の方法により廃棄された事実を確認しておく必要がある。（意見）
- ロ. 現行のエクセルにて作成している備品出納簿上は、廃棄時には廃棄、と一行記載しているが、当該備品の取得時の箇所に線を引いて消すなどはしていないため一覧してどれが残っているかはわかりにくい。また、取得時に数台まとめて記載しているような場合など、どれが廃棄されたのかわかりにくい状態となっている。（指摘事項）

（明石）

1. 備品の廃棄に関しては、随時教員等が口頭にて廃棄希望備品を通知してくるとのことであるが、本来は書面にて廃棄の申請書を提出させ、これに基づいて行なうことが望ましい。（意見）
- ロ. 廃棄時には総務課において「物品処分決定書」を作成するが、廃棄対象備品の備品管理票（シール）はこれには添付されておらず、総務担当者が保管したままとなっている。対象備品の「物品処分決定書」に添付しておくことが望ましい。（意見）

- ハ. 廃棄備品について、備品出納簿上は期末時にまとめて廃棄の入力をし、異動高の「払」の欄に記載し、マーカーにて色を塗っている。しかし、当該物品の取得時のものに線を引いて消す等はしていないため、一覧してどれが残っているかはわかりづらい状態となっている。また、取得時に数件まとめて記載しているような場合など、そのうちのどれが廃棄されたのか詳細がわかりにくい状態である。（指摘事項）
- ニ. 平成18年度の以下の重要物品処分2点に関して、備品出納簿に廃棄の記載が漏れていた。漏れなく記載する必要がある。（指摘事項）

整理番号	廃棄日	摘要	購入価格（千円）
11-106-1-1-120	H19.3.23	アップルコンピュータ	3,380
11-106-900-152	H19.3.23	病院経営情報システム	5,229

（神戸学園都市）

備品廃棄時には教員が「備品廃棄申請書」を作成し、これに備品整理票を貼付して廃棄対象備品現品に添付することとされている。しかし、仮にこの備品整理票が貼付されていない場合でも特にその理由を記載することとはされていない。記載することが望ましい。なお、古い備品等、備品整理票の添付がなく備品出納簿上の特定が不可能なものについては現物のみ廃棄し、台帳からの削除は行なわれないケースもあるとのことである。（意見）

（姫路新在家）

- イ. 廃棄を行なう場合、廃棄申請者（教員等）から随時「廃棄申し出書」などの書面に基づき行なわれるようになっておらず、口頭である。（意見）
- ロ. 廃棄対象備品の備品整理票は物品廃棄時に同時に処分されている。廃棄申請書に貼付が望ましい。（意見）

（高度産業科学技術研究所）

当研究所では平成18年度においては備品の廃棄は行なわれていない。それ以前に行なわれた廃棄の状況を検討したところ、以下のような点がみられた。

- イ. 廃棄申請者から「備品廃棄申出書」は提出されるが、これを許可した「物品処分決定書」は作成されていないとのことである。作成の必要がある。（指摘事項）
- ロ. 「備品廃棄申出書」に備品整理票が貼付されており、廃棄が行なわれたものと思われるが備品出納簿上は残ったままとなっているものが散見された。（11-106-102

-054 iiyama moc U640 (SL) 平成16年2月19日廃棄申出 32千円 他)
(指摘事項)

⑨現物実査の不一致等について(指摘事項)

6 キャンパスにおいて任意に件数を抽出し備品現物実査を行ったところ、下記の状況であり、適切な管理が行われているとは言い難い状況であった。

キャンパス等	抽出 件数	種類・整理番号	金額 (千円)	摘 要
神戸学園都市	8	リパス生物顕微鏡 CH20-22S 13-33-101-4	103	顕微鏡現品に備品整理票が貼られておらず、同一物かどうかの確認ができなかった。
姫路書写	5	ステレオ 11-109-113-5	201	所在が不明とのことで現物の確認ができなかった。
播磨科学公園都市	10	ヘリウム液化装置 19-135-900-5	89,407	購入時には一式であったが、装置の一部に関しては既に取り替えられており、備品管理票に関しては、取り替えられた旧備品に添付されていたものであろうとのことで見当らなかった。なお、使用日数は90日と記載されていたが、現場にある使用簿は66日となっていた、差異の24日に関しては詳細不明。
		超遠心分離機	7,374	この機器を使用する教授が姫路書写キャンパスにいるということであり、現物は姫路書写にあるとのことであった。備品出納簿にも記載されておらず、重要物品整理カードも作成されていない。ただし、理学部所管の備品であるため本来は理学部にて管理しておくべきものであると思われる。
		分子振動解析装置 19-131-114	94,245	購入時は一式で取得したが、現在は4つに分けて別々の場所で使用しているとのことである。備品出納簿上は購入時のまま一つにまとめて記載されているが、使用状況に合わせた記載とするよう改善が必要である。
		ブクゲイイキョウシステム 11-105-900-1	2,394	既に廃棄済みとのことであり、現物は存在しない。廃棄処理漏れ。
		パソコン 11-106-101-2	4,519	現在使用されておらず倉庫に保管されていた。使用見込みがないのであれば廃棄も検討すべきである。
姫路新在家	12	ガスクロマトグラフ 昭和58年3月31日	2,000	現物はすでに廃棄済みとのことであったが、所定の手続きがとられていなかった。

明 石	8	張力用アンプ 13-131-109-1	164	現物はこれであると説明を受けたものの、備品整理票の添付がなされておらず同一物であることの確認はできなかった。箱の中に個々の物品が入られているものであり備品整理票の添付が困難であったとのことであるが、箱に添付する等して物品が認識できるようにしておくことが望ましい。
		臨床分光光度計用 オートサンプルレジヤ 13-134-109-5	741	現物なし。既に廃棄されたものかどうか、詳細は不明。
高度産業科学技術研究所	5	電子描画装置 13-134-900-16	49,955	備品出納簿に記載なし。また、現物は存在したが備品整理票の貼付がなく、特定は不可であった。
		LXG - 150 電源 13-133-106-006	28,770	現物は存在するも備品整理票なく特定不可
		EPSON Type - SG 11-106-101-026	180	所在等の詳細不明

⑩重要物品の管理不備について（指摘事項）

（姫路新在家）

姫路新在家キャンパスで重要物品の管理状況を検討したところ、次の点が指摘された。

- ・重要物品整理カードの使用場所が旧名になっており、正しい使用場所が記入されていない。その為、現品が容易に確認出来ない。年に一度は現品調査し、使用場所を正しく記入しておくべきである。
- ・兵庫大学へ無料貸付中のものが重要物品整理カード上にその旨記入されていない。
- ・美術品は美術品等管理要領によれば、重要物品整理カードに代えて美術品等整理カードに登載し、記録整理することになっているが、当整理カードは作成されていない。

⑪重要物品の有効利用について（意見）

（姫路書写）

姫路書写キャンパスにおいては、年間の使用日数が10日未満の重要物品については使用している教員より「使用日数10日未満についての理由書」を入手している。平成18年度においては、下記のように使用回数が1ケタ台、中には0回という機器も多く存在した。その性質上、頻繁に使用するようなものばかりではないとは思われるが、当初の使用計画と乖離がないかどうか、また、もっと有効に利用することはできないのか、あ

るいは今後の使用可能性を考えた場合、廃棄を検討すべきではないかということも検討の必要がある。

主なもの（取得価額 5,000 千円以上、平成 18 年度における使用実績が 10 日未満のもの）は以下のとおりである。

種 類	取得年月	購入価格 (千円)	平成 18 年度 使用日数	備 考
電気油圧式疲労試験機	S54.1	6,996	0	研究テーマの変更により現在は使用していないもの。
コンピュータ計測制御式 精密万能試験機	S56.3	9,826	0	一部故障。調整費用が多額であり、メンテナンス困難。
原子吸光光度計	S59.3	7,750	0	古いこともあり機能に問題あり使用不可。平成 19 年度廃棄予定。
走査顕微鏡	S63.3	6,000	8	走査電子顕微鏡を購入したため使用頻度が減っている。
プラズマ CVD 装置	H2.3	11,450	0	本装置を使用して行なう研究は既に終了した。平成 19 年度廃棄予定。
画像処理装置	H4.3	6,489	0	故障のため現在使用していない。廃棄処分予定。
誘電率測定装置	H4.3	6,496	0	故障し、修理を依頼するも部品なく不可能とのこと。
万能材料試験機	H6.3	6,500	6	卒論等の最終段階で使用する機械であるため使用日数は少ないもの。
アミノ酸分析計	H7.3	6,700	0	研究課題なく、廃棄手続き中。
高温熱膨張測定装置	H8.2	6,695	7	機械の性質上使用日数は少ないが、必要である。
水熱分解装置	H14.2	11,698	0	小型プラント実証用機械であるが、まだ基礎的研究の段階であり小型プラント実証実験まですすんでいないため使用日数は 0 となっている。

⑫重要物品の使用日数の管理不備について（指摘事項）

一点 5,000 千円以上の重要物品に関しては、当該年度の使用状況（一年間の使用日数）を監査用資料（「重要物品等調」）に記載することとなっている。この資料作成にあたり、前年度の記載日数や授業の開催日数を参考にして担当部課にて記載しているキャンパス、あるいは、メールや口頭によって各教員に使用日数を聞いてはいるが、その内容の妥当性

の確認（使用簿との突合せなど）は実施していないキャンパスが存在した。高額物品であり、使用日数が適切に把握できるよう改善が必要である。

（神戸学園都市）

区分	種類	取得年月	購入価額(千円)	平成18年度の 使用日数	摘要
理化学機械及び 計測機械	分離用超遠心機	S63.3	5,000	30	①
事務機械	パーソナルコンピューター	H3.3	9,046	50	②
	日本語OCR	H4.3	8,879	50	
	ワークステーション	H6.3	10,454	50	

注①監査資料である「重要物品等調」上は使用日数30日と記載されているものの、同物品の使用簿を確認したところ1998年以降は研究テーマが変わったこともあり使用していないとのことであった。正確な使用日数を把握・記載しておく必要がある。

注②購入時の教員は異動になっており、現品がどのような状態でどこに保管されているかの詳細は不明とのことである（年間使用日数は当該教員の大体の授業数より概算にて記載したもの）。内容を把握しておく必要がある。

（播磨科学公園都市）

監査資料「重要物品等調」上に記載が要求されている各備品の年間使用日数は、それぞれ使用中の各教授に記載を依頼している。この手続としては、前年度のものを渡し、これに当年度分を記載してもらうようにしているとのことであるが、以下のように取得日から年度末日までの日数よりも多い日数が記載されているものが見られた。記載ミスであると思われるが、使用簿と照合する等の方法により正確性を確保する必要がある。

種類	取得年月日	購入価格	使用日数	(参考) 取得日から年度 末日までの日数
高感度冷却CCDカラーカメラ付 蛍光顕微鏡	H18.10.4	4,725千円	200日	179日
イーネット工学システム	H19.2.15	8,425千円	70日	45日

（高度産業科学技術研究所）

監査資料である「重要物品等調」において、下記に関しては平成18年度における年間の使用日数が10日未満と記載されていたが、これは誤って下記平成17年度の使用日数をそのまま記載してしまったものであった。（平成17年度においては年度末近くの取得であったため、年間使用日数が10日未満であった。）正しく調査し、訂正しておくべき

である。また、現状では主として使用状況に関しては聞き取りにより記載されており、使用簿との照合は実施されていないとのことである。

区 分	種 類	取得年月日	購入価額	使用日数
理化学機械及び計測機械	超臨界洗浄・乾燥装置	H18.3.20	14,805千円	9
同 上	表面形状検査装置	H18.3.28	5,670千円	3

⑬「重要物品計算書」と「重要物品等調」の不一致について（指摘事項）

本部に対して提出している「重要物品計算書」と監査用資料である「重要物品等調」の記載に関して以下のように不整合となっていた。「重要物品計算書」については前年度の記載事項に当年度の増加分を加算し、減少分を減算するという方法により算出しているが、残について明細と照合し、両者が一致していることを確認しておく必要がある（重要物品計算書については千円未満の端数切捨てにて作成されているためこのことから生じる差異も含まれる）。

平成19年3月末

（単位：千円）

キャンパス等	重要物品計算書		重要物品等調		差 異	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
神戸学園都市	36	433,411	35	433,415	1	△4 ※①
姫路書写	288	2,536,477	285	2,536,217	3	260
播磨科学公園都市	260	2,649,440	258	2,636,245	2	13,195
高度産業科学技術研究所	105	4,698,007	103	4,702,682	2	△4,675 ※②

※① 件数の差については平成18年度に行われた廃棄の件数カウント誤りによるものであった。

※② 当該差異に関しては、「重要物品等調」上の「500万円未満のその他の重要物品」の記載が誤っていたことによるものであった。

⑭重要物品整理カードの作成洩れについて（指摘事項）

（姫路書写）

機種選定委員会の案件のうち一件、備品出納簿に登録されず、また重要物品整理カードが作成されていないものがあった（透過電子顕微鏡内過熱・引張試料ステージ 購入価格6,000千円 平成18年6月14日議事案件）。

⑮備品出納簿と「重要物品等調」との不整合について（指摘事項）

（播磨科学公園都市）

10,000千円以上のものについて、「備品出納簿」と監査用資料である「重要物品等調べ」との照合を行なったところ、「備品出納簿」に記載があり「重要物品等調べ」に記載されていないものは7件計214,813千円存在し、一方「重要物品等調べ」に記載があり「備品出納簿」に記載がないものは8件計215,150千円存在した。再度調査の上、整合させておく必要がある。

⑯重要物品整理カードと備品出納簿との不整合について（指摘事項）

（播磨科学公園都市）

「重要物品整理カード」と「備品出納簿」との照合を行なったところ下記のように一部不整合が見られた。

- ・「重要物品整理カード」に記載があり、「備品出納簿」に記載がないもの
平成6年3月31日取得 6,500,000円 蛍光実体顕微鏡
- ・「備品出納簿」に記載があり「重要物品整理カード」に記載がないもの
平成5年2月18日取得 7,374,500円 超遠心分離機（現物は姫路書写にあるとのこと）

⑰公用車の有効利用について（意見）

（明石）

公用車については一台保有しているが、運転手が平成19年3月31日に退職し、以降は使用していないとのことである。現在所管換えの可能性も含めて検討されているとのことであるが、相当期間遊休になっている。迅速な対応が望まれる。

配車年月日	購入価格	備考
H5. 3. 25	2,057千円	平成18年度稼働日数 148日

⑱貸与資産の管理不備について（指摘事項）

（姫路書写）

日本学術振興会からの受託研究（平成11年度から5年間の未来開拓プロジェクト）において、当キャンパスの教授がプロジェクトリーダーとなって取得し、他大学に無償にて貸し付けている機器（重要物品12件、その他計約40件）が存在する。既に平成16年3月末に当プロジェクトは終了し、当時プロジェクトリーダーであった教授も退官している。これら資産に関しては当プロジェクト終了後に各無償貸与先大学等に対して寄贈

されることとなっていたとのことであるが、未だにこの処理は行なわれず長期にわたって貸与資産として扱われたままとなっている。

⑩機種選定委員会への付議要否について（意見）

（高度産業科学技術研究所）

LCR メータについては取得価格が1,931,837円と2,000,000円未満であるにもかかわらず平成19年3月13日の機種選定委員会（持ち回り審査）が開催されていたが、この理由の詳細は不明とのことである。また、当該備品に関しては備品出納簿に記載されていなかった。

13. 薬品の管理に関する事項

(1) 概要

県立大学においては各キャンパスにより薬品の使用量及び使用頻度等にばらつきはあるが、それぞれのキャンパスにおいて実験用の薬品を使用している。

(2) 監査手続

各キャンパスの中で薬品を保管・管理している研究室を任意で抽出し、薬品の管理状況に関するヒアリングを実施した。また、保管状況を視察した。

(3) 監査結果

①管理規程の整備について（意見）

全学的に統一された共通の管理規程のようなものは存在せず、また、各キャンパスにおいても当該キャンパス内で統一された管理規程は作成されておらず、保管・管理の方法は原則として各研究室に任されているとのことである。危機管理に対する意識レベルを統一し、薬品管理をより効率的に実施していくため、作成しておくことが望ましい。なお、この際に規程あるいは要領に織り込んでおくべきであると思われる主な項目は以下のとおりである。

- ・管理するにあたり遵守する必要のある関連法規
- ・管理台帳の記載様式
- ・実地棚卸の実施に関する事項
- ・長期未使用薬品の把握・管理に関する事項

②薬品の実地棚卸の実施について（意見）

薬品に関して、実地棚卸を実施していない研究室、また、一定の時期に実施しているとのことであるがその証跡（いつ実施したのか、その結果差異はどの程度発生していたのか）が判然としなかった研究室が存在した。一定時点で実地棚卸を実施し、その在高を確定しておく必要がある。

③長期未使用薬品の廃棄処理について（意見）

長期に亘って未使用となっている薬品のうち今後の使用見込みが低いものについても、廃棄の処理には手間とコストがかかるということもあるため適時に廃棄という処理はとられていないのが現状である。特に、前任教授が購入した薬品といったような、自らが購入

した薬品以外に関しては詳細が不明であるような場合も存在した。紛失・盗難というリスクもあるため、一定のルールにより廃棄処理を進めていくことも検討の必要がある。

④薬品管理不備について（意見）

下記のキャンパスについて薬品の管理状況を調べた結果、次のような状況であり、的確な管理がなされていない。

（明石）

パソコン（エクセル）にて台帳を作成しているが、実務上煩雑なこともあり、購入・使用の都度記載するという運用はなされていない。実際には、年に2回程度現物をカウントし、この残存数量を台帳に反映させていくという方法がとられている。なお、どの時点で現物がカウントされたのかの証跡が残されていなかったが、残しておくことが望ましい。

（播磨科学公園都市）

劇物・毒物等一定のものは別途「PRTR（注）対象物質 在庫量調査票」を作成している関係もあり、台帳管理しているが、その他の薬品に関しては台帳を作成していない。また、実地棚卸も実施されていない。原則として、全ての薬品に関して台帳による受け払い管理を実施し、一定時点で現物をカウントし、台帳との一致を確認する必要がある。

（注）PRTR法：「特定科学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」

（姫路書写）

パソコン（エクセル）にて台帳を作成し、購入したら記載、使用済みとなれば削除している。また、実地棚卸を実施しているとのことであるが、その証跡は残されていなかった。台帳上に実際の在り高を記載しておく等の方法により、実地棚卸の結果、棚卸差損益の発生状況を明らかにしておく必要がある。

（姫路新在家）

購入した薬品に関してはエクセルに入力していつているが、現有する薬品に関して網羅的に記載した台帳は作成されていないというケースが見られた。

⑤毒劇物の管理について（意見）

毒劇物に関しては仮に盗難・紛失などが発生した場合のリスクを考えるとその他の薬品を上回るレベルでの管理が必要である。例えば、毒劇物を貯蔵等する場所は、その他のも

のを貯蔵等する場所とは区分された毒劇物専用のものとし、施錠しておくこと、また、貯蔵等する場所については盗難防止のため一般の人が容易に近づけないようにすること、が必要であると思われるが、必ずしもそのようになされていない。

(明石)

現状では、毒劇物に関しても通常の薬品と同じ保管棚に保管されている。施錠されているが、鍵は複数本あり、講座の教員であれば誰でもが開閉可能とのことである。保管・管理コストとの兼ね合いもあるが、例えば毒物に関しては保管を別にし、鍵はより限定された者のみを使用することができる等、管理レベルを替えることも検討が望ましい。

(姫路新在家)

他の一般の薬品とは分けて保管されているも、適切に施錠されていないケースや、他の薬品と同じ保管庫にて管理しているケースが見られた。

14. 財務諸表の試算並びに他の公立大学との比較に関する事項

(1) 概要

平成16年4月1日に「地方独立行政法人法」が施行され、これにより公立大学は、設置者である地方公共団体の判断により法人化が可能となり、平成19年度迄に公立大学のうち法人化された大学が34校ある。これら公立大学法人の場合は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（以下、地方独立行政法人会計基準等。）に基づき、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書等）を作成している。

兵庫県立大学は公立大学法人ではないため地方独立行政法人会計基準等に基づく財務諸表を作成していないが、同会計基準等に基づき財務諸表を作成することにより、①県立大学の財政状態や運営状況等を把握することができること、②他の大学との比較が可能となることから、参考までに、財務諸表のうち、県立大学の平成18年度の貸借対照表、損益計算書及び行政サービス実施コスト計算書を試算した。その結果は下記(2)以降に記載している。

なお、先にも記載したように県では財務諸表を制度的に作成していないため、作成のために必要な情報を正確に把握できる体制にはなっていない。このため、試算した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び行政サービス実施コスト計算書。以下、同様。）は金額的な重要性を考慮しながら、実務的に可能な範囲で資料を入手して作成したものであり、その意味で正確かつ網羅的に財務諸表が作成されたとはいえないが、可能な限り地方独立行政法人会計基準等に準拠して作成した。

また、財務諸表の作成に当たっては、平成18年4月1日をもって県立大学が地方独立行政法人化したと仮定している。

(2) 貸借対照表について

(単位：百万円)

貸借対照表
(平成19年3月31日現在)

(資産の部)		
I	固定資産	
1	有形固定資産	
	土地	37,757
	建物及び構築物	31,597
	機械装置及び工具器具備品	1,196
	車両運搬具	1
	図書	3,888
	美術品・收藏品	62
	建設仮勘定	184
		74,684
2	無形固定資産	
	ソフトウェア	885
	特許権	1
	電話加入権	1
		887
	固定資産合計	75,570
II	流動資産	
1	現金及び預金	1,139
	流動資産合計	1,139
	資産合計	76,709
(負債の部)		
I	固定負債	
1	長期未払金	
	リース債務	430
	割賦未払金	563
		993
2	資産見返負債	
	資産見返運営費交付金等	212
	資産見返寄附金	55
	資産見返物品受贈額	4,819
	建設仮勘定見返施設費	184
		5,269
3	預り保証金	1
	固定負債合計	6,263
II	流動負債	
1	寄附金債務	135
2	未払金	
	リース債務	455
	割賦未払金	79
	その他	999
		1,533
3	預り金	4
	流動負債合計	1,672
	負債合計	7,935
(資本の部)		
I	資本金	69,025
II	資本剰余金	
1	資本剰余金	599
2	損益外減価償却累計額	△849
		△250
III	利益剰余金	-
	資本合計	68,774
	負債・資本合計	76,709

①貸借対照表の作成方針

貸借対照表に計上している資産、負債及び資本は、以下の方針に基づき計上している。

- a. 土地については、公有財産台帳の評価額で計上している。
- b. 建物等の固定資産を取得した場合、現金支出は取得年度に計上されるが、資産の利用による効果は利用期間に亘り発現するため、そのコストは利用期間に亘り計上すべきものと考えられる。従って、重要な固定資産について下記の方法によって減価償却費を計算し、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を計上している。なお、建物及び構築物については取得価額の不明なものがあったため、一部の資産については取得価額ではなく、公有財産台帳の評価額を基に計算している。

イ. 建物及び構築物

定額法によって計算した。原則として、取得原価から備忘価額（1円）を控除した金額を耐用年数で除して計算している。なお、耐用年数は県が定める耐用年数を利用した。

ロ. 機械装置及び工具器具備品

取得原価2百万円以上の重要な機械装置及び工具器具備品について、定額法によって計算した。原則として、取得原価から備忘価額（1円）を控除した金額を耐用年数で除して計算している。なお、耐用年数は法人税法上の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数）を参考にした。

ハ. ソフトウェア

ソフトウェアはファイナンス・リースにより取得しているため、残存価額を零とするリース期間定額法により償却している。

- c. 図書については、取得原価で計上している。また、美術品・収蔵品については、備品台帳上の評価額で計上している。
- d. 重要なファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
- e. 地方独立行政法人会計基準等では、運営費交付金、補助金及び寄附金等を財源として償却資産を取得した場合、取得した資産を固定資産に計上するとともに、同額を資産見返負債として固定負債に計上する会計処理を行うこととなるため、資産見返負債は平成18年度に運営費交付金等を財源として取得した償却資産を基に計上している。
但し、資産見返物品受贈額については、平成18年3月31日現在における、機械装置及び工具器具備品等の公有財産以外の償却資産の額（取得時から上記b.に基づく減価償却計算を実施した結果得られた額）並びに図書の額を基に計上している。
- f. 資本金は、平成18年3月31日現在における、土地、建物及び構築物（取得時から上記b.に基づく減価償却計算を実施した結果得られた額）の額を基に計上している。

- g. 資本剰余金は、平成18年3月31日現在における美術品・收藏品等の公有財産以外の非償却資産の額並びに施設費を財源として取得した固定資産を基に計上している。
- h. 資本剰余金の損益外減価償却累計額は、施設費等で取得した償却資産に係る減価償却累計額である。

②主な資産及び負債の内訳

資産総額は75,830百万円である。その大半は土地(37,757百万円)、建物及び構築物(31,597百万円)であり、キャンパス別の内訳は次の通りである(機械装置及び工具器具備品、図書の内訳も含む)。

(単位：百万円)

キャンパス名	土地	建物及び構築物	機械装置・ 工具器具備品	図書
神戸	-	-	-	44
神戸学園都市	12,611	4,541	0	2,006
姫路書写	10,825	6,057	89	1,011
播磨科学公園都市	3,185	5,046	269	28
姫路新在家	5,875	3,537	13	495
明石	2,718	6,093	10	283
高度産業科学技術研究所	-	1,691	814	-
附属高等学校	2,243	4,421	0	18
附属中学校	299	210	-	-
計	37,757	31,597	1,196	3,888

また、その他の資産及び負債の主な内容は、次の通りである。

(単位：百万円)

建設仮勘定	184	神戸学園都市キャンパスの会計専門職大学院学舎建設工事に係るものであり、建設仮勘定見返施設費に見合うものである。
現金及び預金	135	兵庫県立大学学術奨励会で保管しているものであり、寄附金債務に見合うものである。
	5	歳入歳出外現金であり、負債の契約保証金と預り金に見合うものである。
	999	平成19年4月～5月の出納閉鎖期間の支払額であり、未払金（その他）に見合うものである。
計	1,139	
ソフトウェア	885	情報システムをファイナンス・リース取引により取得しているため、ソフトウェアとして計上しており、リース債務に見合うものである。なお、リース債務は長期未払金及び未払金に区分して表示している。 ソフトウェアの主なものは、情報処理教育システム（平成19年3月末残高394百万円）、図書館システム（同140百万円）等である。
割賦未払金	642	割賦払契約で取得した建物に係る割賦未払金であり、長期未払金及び未払金に区分して表示している。 なお、割賦払契約で取得した建物は、明石キャンパスの貴崎教職員住宅（平成19年3月末残高155百万円）及び播磨科学公園都市キャンパスの西播磨学生寮（同487百万円）である。

なお、地方独立行政法人会計基準等では、運営交付金に基づく収益によって支払財源が手当される退職給付債務は貸借対照表に計上されないため、試算した貸借対照表には退職給付引当金を計上していない。しかし、県にとっては簿外の負債という性格をもつものなので、参考までに退職給付引当金の額を計算した。その額は、10,071百万円である。計算方法については(4)①c.に記載している。

また、県立大学整備事業に伴う起債（県債）額は貸借対照表には計上していないが、平成18年度末におけるこの県債に係る平成19年度以降の元利償還見込額は県の財政課によると10,374百万円（このうち主なものは姫路工業大学整備事業債で全体の77%を占めている）と試算されている。

(3) 損益計算書について

(単位：百万円)

損益計算書			
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)			
I	経常費用		
1	業務費用		
	教育経費、研究経費及び支援経費	3,056	
	受託研究費	390	
	受託事業費	10	
	人件費	9,538	12,994
2	一般管理費		762
3	財務費用		16
	経常費用合計		13,772
II	経常収益		
1	運営費交付金収益		8,234
2	授業料収益		3,401
3	入学金収益		574
4	検定料収益		137
5	講習料収益		2
6	寄附金収益		160
7	補助金収益		30
8	受託研究等収益		390
9	受託事業等収益		10
10	資産見返負債戻入		
	資産見返運営費交付金等戻入	7	
	資産見返寄附金戻入	4	
	資産見返物品受贈額戻入	643	653
11	雑益		
	財産貸付料収益	3	
	宿舍貸付料収益	25	
	研究関連収益	79	
	その他雑益	72	180
	経常収益合計		13,772
III	経常利益		-
IV	当期純利益		-
V	当期総利益		-

① 損益計算書の作成方針

損益計算書に計上されている費用及び収益の金額は、県立大学の歳出及び歳入の金額を基礎として、主に下記の調整を行っている。

- a. 公会計においては、歳出と歳入の金額が均衡した予算に基づいて業務が執行されていることから、県立大学の平成18年度の歳出総額と歳入総額との差額については、運営費交付金が交付されているものと仮定した。
- b. 損益計算書に計上されている費用には、減価償却費や奨学費（授業料の全部又は一部を免除した額）等の非現金支出費用を含めている。なお、奨学費（168百万円）と同額の授業料収益を計上しているため、当期総利益への影響はない。